

山梨県公報

第千四百九十七号

平成十六年

八月二日

月 曜 日

目 次

予防接種の業務を行う医師	五三三
予防接種の業務の承諾を撤回した医師	五三三
建築基準法に基づく道路位置指定	五三三

公 告

身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業の廃止	五三三
知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業の廃止	五三四
児童福祉法に基づく指定居宅支援事業の廃止	五三四
指定知的障害者更生施設等の指定の辞退	五三四
特定計量器の定期検査の実施	五三四
土地改良区役員の退任及び就任	五三五

告 示

山梨県告示第百四十六号

山梨県内の各市町村長が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行う旨承諾した。

平成十六年八月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
喜瀬 広亮	南巨摩郡鯉沢町三百四十番地一 社会保険 鯉沢病院

山梨県告示第百四十七号

山梨県内の各市町村長が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種に協力する旨の次の表に掲げる医師の承諾が撤回された。

平成十六年八月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
本名 浩子	南巨摩郡鯉沢町三百四十番地一 社会保険 鯉沢病院

山梨県告示第百四十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年八月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の位置
東山梨郡勝沼町下岩崎字かぶり塚九二番一及び九二七番一
- 二 道路の幅員
最大六・五〇メートル 最小六・〇一メートル
- 三 道路の延長
八四・八八メートル

公 告

● 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業の廃止

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十七条の二十の規定により、次の指定居宅支援事業者から指定居宅支援事業の廃止の届出があった。
平成十六年八月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所在地	事業所の所在地	サービスの種類
		山梨県知事	山 本 栄 彦

社会福祉法人河口湖町社会福祉協議会	南都留郡富士河口湖町小立二四八七番地	南都留郡富士河口湖町小立二四八七番地	身体障害者居宅介護
-------------------	--------------------	--------------------	-----------

● 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業の廃止
 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定により、次の指定居宅支援事業者から指定居宅支援事業の廃止の届出があった。
 平成十六年八月二日

山梨県知事 山本 栄彦

社会福祉法人河口湖町社会福祉協議会	南都留郡富士河口湖町小立二四八七番地	南都留郡富士河口湖町小立二四八七番地	知的障害者居宅介護
-------------------	--------------------	--------------------	-----------

● 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業の廃止
 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の二十の規定により、次の指定居宅支援事業者から指定居宅支援事業の廃止の届出があった。
 平成十六年八月二日

山梨県知事 山本 栄彦

社会福祉法人河口湖町社会福祉協議会	南都留郡富士河口湖町小立二四八七番地	南都留郡富士河口湖町小立二四八七番地	児童居宅介護
-------------------	--------------------	--------------------	--------

● 指定知的障害者更生施設等の指定の辞退
 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十九の規定により、次の指定知的障害者更生施設等からその指定の辞退があった。
 平成十六年八月二日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地	サービスの種類	指定辞退年月日
サニホーム 三番地	北巨摩郡明野村上手二二三番地	知的障害者通勤寮	平成十六年三月三十一日

● 特定計量器の定期検査の実施
 計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、平成十六年度後期特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
 平成十六年八月二日

山梨県知事 山本 栄彦

対象となる特定計量器	検査年月日	検査時間	検査場所	区域
非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり	平成十六年九月二日	午前十時半から午後三時まで	高根町農村環境改善センター	高根町
	平成十六年九月三日	同	同	同
	平成十六年九月六日	同	長坂町農村環境改善センター	長坂町
	平成十六年九月七日	同	大泉村役場	大泉村
	平成十六年九月八日	同	白州町農村婦人の家	白州町
	平成十六年九月九日	同	武川村民会館	武川村
	平成十六年九月十日	同	小淵沢町商工会館	小淵沢町
	平成十六年九月十三日	同	明野村総合会館	明野村
	平成十六年九月十四日	同	須玉町健康センター	須玉町
	平成十六年九月十五日	同	同	同

日	平成十六年九月十六日	同	双葉町町民会館	双葉町
日	平成十六年九月二十一日	同	秋山村中央公民館	秋山村
日	平成十六年九月二十二日	同	道志村中央公民館	道志村
日	平成十六年九月二十七日	午前十時半から正午まで	山中湖村役場	山中湖村
日	平成十六年九月二十八日	午前十時半から午後三時まで	忍野村コミュニティセンター	忍野村
日	平成十六年九月二十九日	同	西桂町YLO会館	西桂町
日	平成十六年九月三十日	同	鳴沢村役場	鳴沢村
日	平成十六年十月四日	同	富士河口湖町役場 勝山出張所	富士河口湖町
日	平成十六年十月五日	同	富士河口湖町民ふれあいセンター	同
日	平成十六年十月六日	同	富士河口湖町役場 足和田出張所	同
日	平成十六年十月七日	同	本栖公民館	上九一色村
日	平成十六年十月八日	午前十時から正午まで	上九一色村役場	同
日	平成十六年十月十八日	同	三珠町総合福祉センター	三珠町

皮革面積計	平成十六年十月十九日	午前十時から午後三時まで	市川大門町民体育館	市川大門町
	平成十六年十月二十日	同	同	同
	平成十六年十月二十一日	同	下部町働く婦人の家	下部町
	平成十六年十月二十五日	同	下部町開発センター	同
	平成十六年十月二十六日	同	六郷町町民会館	六郷町
	平成十六年十月二十七日から平成十七年三月三十一日まで(県の休日を除く。)	午前九時から午後四時まで	特定計量器の所在の場所(特定計量器検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合に限る。)	今期検査を実施する町村の区域全般
	平成十六年十月二十七日から平成十七年三月三十一日まで(県の休日を除く。)	午前九時から午後四時まで	山梨県計量検定所(平成十六年十月二十六日までに検査を行わなかった場合に限る。)	甲府市を除く県下全域

● 土地改良区役員の新任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、円野

土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成十六年八月二日

山梨県知事 山本 栄彦

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	望月 高	斐崎市円野町上円井一〇五番地	平成十六年七月二十三日
同	佐藤 民雄	同 一〇九七番地	同
同	山形 久幸	同 下円井一九〇六番地	同
同	高左右幹雄	同 入戸野一一三番地	同
同	内藤 竹治	同 七九二番地	同
同	中澤 秀	南アルプス市在家塚一七五三番地	同
監事	望月 光治	斐崎市円野町上円井二〇六五番地	同
同	山本 雄次	同 旭町上条南割一九八五番地	同

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	石原 和久	斐崎市円野町上円井一〇九二番地	平成十六年七月二十四日
同	内藤 正忠	同 一一一七番地	同
同	内藤 駒勇	同 下円井一五五一番地	同
同	内藤 光一	同 一九〇七番地	同
同	山形 恭一	同 入戸野五八三番地	同
同	山形 睦男	同 三〇番地	同
同	深澤 直人	同 北巨摩郡双葉町下今井五九番地	同

監事	石原 邦平	斐崎市円野町上円井九四一番地	同
同	高添 秀明	同 中田町中条四二七〇番地	同